

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		渡良瀬の里利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市渡良瀬の里条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市渡良瀬の里条例第6条、第7条及び第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用できるもの 渡良瀬の里を利用する者(以下「利用者」という。)は、使用料を収めることにより承認とする。</p> <p>2 利用を承認しないもの 市長は、渡良瀬の里の利用者が次のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設及び附属設備等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか渡良瀬の里の管理上支障があるとき。</p>	